

立命館大学アート・リサーチセンター
文部科学省 国際共同利用・共同研究拠点
「日本文化資源デジタル・アーカイブ国際共同研究拠点 (ARC-iJAC)」
2024 年度 公募要項 [ARC システム教育実践活用] (E)

立命館大学アート・リサーチセンターは、日本文化の有形・無形文化財のデジタル・アーカイブを研究テーマとし、文理連携による共同研究を推進してきました。2019 年度には文部科学省 国際共同利用・共同研究拠点にも認定され、デジタル・アーカイブ構築を一層進める環境を提供しています。その環境を活用することにより、研究者が自らデジタル・アーカイブを構築しながら日本文化研究・教育を精力的に進められる拠点となっています。つきましては、以下のとおり国際共同研究課題（教育実践活用）を募集します。

1. 公募する教育実践課題

(E) ARC システム教育実践活用：拠点（本センター）が運用するオンラインシステムを活用した教育実践を目的とした取組み。

<利用可能なサービスについて>

ARC リサーチ・スペース（統合型デジタル・アーカイブ研究活用システム）を活用して教育実践ができます。

- データベース・システム利用：
資料の DB 化から、CMS (Contents Management System) を使ったバーチャル・インスティテュート構築まで、デジタル・アーカイブに必要なシステムが利用できます。
- データベース利用：
パスワード付きのデータベース領域が利用でき、附属する様々な補助機能が使えます。
- クラウド領域利用：
クラウド型オンラインストレージ「OwnCloud」を利用したファイルサーバー領域が利用でき、教育実践活動の上でファイル共有や Web サイト構築が可能になります。
- 機器・設備利用：
本センターが保有する、デジタル・アーカイブ構築に必要な機器や設備が利用できます。利用可能な機器・設備一覧は、拠点（本センター）Web サイトをご確認ください。
- デジタル化サポート：
教育資源のデジタル化に関する技術的なサポートを行います。また、デジタル化そのものについても、相談してください。

2. 申請資格

研究代表者は原則として、国内外の大学、研究機関等（博物館、美術館、図書館等を含む）に所属する教員（大学院生は除く）や生涯教育の担当者などとしします。

3. 研究組織

(1) 教育実践組織は、一人（代表者）または複数員（代表者及び分担者）で構成されます。

- (2) 拠点（本センター）所属教員（専門研究員・研究員・客員研究員は含まない）を分担者とすることを推奨しますが、拠点（本センター）所属教員を分担者としない教育実践課題についても、本拠点のテクニカルサポートボードがバックアップしますので、採択後にご相談ください。
- (3) 採択後に分担者を募集することも可能です。募集については、拠点（本センター）がサポートいたします。

4. 研究期間

2024年4月1日（年度途中で採択された場合は採択日）～2025年3月31日

5. 経費負担

教育実践に係る経費は、代表者及び分担者のご負担となります。

6. 申請方法

申請者は、「日本文化資源デジタル・アーカイブ国際共同研究拠点(ARC-iJAC) 2024年度国際共同研究申請書【ARCシステム教育実践活用型】(E)を電子メールにて提出してください。

申請書は拠点（本センター）Webサイトからダウンロード可能です。

アート・リサーチセンター Web サイト：<https://www.arc.ritsumei.ac.jp/j/ijac/>

提出先：立命館大学 研究部 衣笠リサーチオフィス内 アート・リサーチセンター事務局

E-mail：r-darc@st.ritsumei.ac.jp

申請受理後、翌営業日までに受理確認メールをお送りします。受理確認メールが届かない場合は、本センター事務局までご連絡ください。

なお、募集は随時行っておりますが、2024年4月1日から活動を開始されたい場合は、2024年3月15日（水）までに申請書をお送りください。

7. 選考および採否通知

拠点（本センター）にて審査し、電子メールにて審査結果を代表者へ通知いたします。審査には2週間程度を要します。

8. 研究成果

- (1) 教育実践の終了後、実践報告を拠点の紀要『アート・リサーチ』へ投稿することを推奨します。また、他の学術誌への投稿や研究成果のオンライン上での公開、データベースの拡充など、デジタル空間での積極的な研究成果発信についても積極的に取り組むようお願いいたします。また、月2回開催している国際ARCセミナーにおいても、成果発表や活動紹介を行うことも可能です。
- (2) 本研究の成果物（データベースを含む）に係る著作権は、著作者・制作者・創作者に帰属します。
- (3) 教育実践の成果については、特段の理由がない限り、他大学・研究機関の研究者等と共有できるようにしてください。

※研究課題がデータベースに登載するコンテンツについては、利用許諾の度合いに応じ

て、一般公開、他のプロジェクトへの共有の可否を選択できます。

9. その他留意点

- (1) 代表者及び分担者は、拠点（本センター）の諸規則に従い、本センターの施設および研究設備・資源を利用することができます。
- (2) 代表者は、原則として、所属機関の了解を得た上で申請を行ってください。
また、分担者には、代表者があらかじめ参加の内諾を得てください。
- (3) データベース・クラウド領域を利用される場合は、「データベースシステム・クラウド領域利用ルール」（本センターWeb サイトにてご確認ください。）を遵守してください。
- (4) 研究不正等の不正行為があった場合、または、本拠点の正常な活動を阻害するなど、本拠点および本学に著しい不利益を生じさせたと本拠点が判断した場合は、課題の採択を取り消すことがあります。

10. 問い合わせ先

立命館大学 研究部 衣笠リサーチオフィス内 アート・リサーチセンター
文部科学省 国際共同利用・共同研究拠点

「日本文化資源デジタル・アーカイブ国際共同研究拠点（ARC-iJAC）」事務局

TEL : 075-465-8476（平日 9:00～17:30）

E-mail : r-darc@st.ritsumei.ac.jp